
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 96 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 96 回税効果会計専門委員会（2025 年 9 月 11 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（適用時期及び経過措置）

適用時期

2. 事務局提案に賛成する。
3. 防衛特別法人税の当期税金の取扱いに関する実務対応報告の公表は、現行の会計基準の適用範囲を基準外で変更しているようにみえる可能性もあるため、デュー・プロセス上問題がないか確認していただいた上で、事務局提案に賛成する。
4. 防衛特別法人税の当期税金の取扱いに関して実務対応報告の公表にて対応を行うとする事務局提案について、原則的な定めを置くという本プロジェクトの目的に照らせば、個別の税金に対して実務対応報告を公表することは、本来のプロジェクトの趣旨から外れると考える。
5. 本プロジェクトにおいて、補足文書を弾力的に使っていくこととしていた中で、防衛特別法人税の当期税金の取扱いについて、あえて実務対応報告の公表を検討している根拠を確認したい。
6. 防衛特別法人税の税効果会計の取扱いに関して補足文書の公表により対応した経緯がある中で、防衛特別法人税の当期税金の取扱いについて実務対応報告を公表するのはバランスを欠くため、当期税金の取扱いについても補足文書の公表にて対応してもよいと考える。ただし、デュー・プロセスの論点もあるため、実務的な影響を踏まえてご判断いただきたい。
7. 事務局提案は、防衛特別法人税の税効果会計の取扱いに関する補足文書で、会計基準等の改正を行うと宣言していたことが理由と理解しているが、公開草案を公表する手間を考えると、それに縛られることなく補足文書による対応で問題ないとする。

8. 実務対応報告の公表により、適用すべき会計基準等が増えて複雑になり、会計基準等の利用者が混乱する可能性もあるため、見直し後の企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)等の適用時期及び経過措置の箇所、防衛特別法人税の当期税金の取扱いを記載する方がよいと考える。見直し後の法人税等会計基準に個別の税金の名称が残ってしまうことに抵抗があるようであれば、一定期間経過後に該当項番を削除するなどの対応を採ってもよいと考える。
9. 法人税等会計基準第 5 項の注に税金が列挙されており、防衛特別法人税もここに含むというだけであれば、新たな実務対応報告を作成するほどのものなのか疑問がある。

経過措置

10. 特定の企業に配慮が必要な案件ではなく、また、経営指標として税引前当期純利益が重要であったとしても準備期間が 1 年程度あれば十分と考えるため、事務局提案に賛成する。
11. 利用者としても、準備期間が 1 年程度あった方がよいため、事務局提案に賛成する。表示する過去の財務諸表の組替えについては、利用者に配慮いただいたところだと理解しているため、事務局提案を支持する。
12. IFRS 会計基準を任意適用している企業にとって、日本基準での住民税(均等割)の取扱いが変更になった際の影響がわからないため、IFRS 任意適用企業の財務諸表作成者の実務も踏まえて検討すべきと考える。
13. 表示する過去の財務諸表の組替えについて事務局提案に賛成するが、場合によっては原価計算などに影響する可能性もあるため、事務局の分析を確認したい。
14. 資料(2)の第 34 項(3)において、「原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことを求める。」とあるが、例外規定は設けないという理解でよいか確認したい。
15. 作成者の立場から、過去の財務諸表の組替えを行うことを求めることについては、慎重に検討いただきたい。本プロジェクトが税制改正に機動的に対応できるようにすることを契機としていたことを考えると、財務諸表の組替えまでを財務諸表作成者に求めることに疑問がある。財務諸表作成者の立場からすると、損益計算書に影響があるため、貸借対照表と異なり年に 4 回、過年度の組替えを行うだけではなく、財務諸表以外の開示への影響も考えると、過去の実績値を入手できるかどうかと過年度の組替えをスムーズにできるかどうかは同義ではないと考えている。また、対応が必要となる企業は上場企業の中のかかなりの割合を占めると考えられ、過去の財務諸表の組替えを行うか否かについて、各企業で企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 35 項の重要性に照らした検討をすることになると考えるため、そうで

あるならば、経過措置の中で何らかの手当をするというのが、全体最適の観点では重要と考える。

(企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正案)

全般

16. 改正の内容から、新たな会計基準としてではなく、現行の法人税等会計基準の改正という形で対応することに賛成する。
17. 基準名称の変更について、「法人税等」と「課税対象利益を基礎とする税金」の関係性について説明があった方が良く考える。
18. 住民税(均等割)の取扱いについて検討されているが、判断に迷いが生じうる他の税金の取扱いについて今後検討する予定かを確認したい。可能であれば、検討の上、考え方を整理していただきたく、また、結論の背景や補足文書等に記載していただきたい。
19. 全体的に、文案の記載が個別財務諸表を前提としていると感じられ、連結財務諸表も視野に入れた記載ぶりにすべきと考える。

目的

20. 所得等に対する法人税・住民税・事業税等をすべて「課税対象利益を基礎とする税金」に置き換えているが、企業会計審議会が1998年(平成10年)10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」における「法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金」と同様の意味で使用するのであれば、整合性の観点から、見直し後の法人税等会計基準においても「法人税等」を定義して、従来と同じ言葉を使用すべきと考える。

会計基準 範囲

21. 資料(3)文案の第2項の後半において、「課税対象利益を基礎とする税金には、我が国の法人税、住民税(法人税割)及び事業税(所得割)が含まれる。」とあるが、これらに限らないという旨を追加して、補足文書につなげる形にすべきと考える。
22. 資料(3)文案の第2-2項(4)では、外国法人税という用語を使用していないものの、ここでは外国法人税のうち、課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものを指していると考えているが、その場合、税法上の外国法人税のうち、どれが該当する税金なのか、実務上問題となってくる。例えば、税法上の外国法人税には、所得の特定の部分を課税標準として課される税金も含まれると理解しているが、課税対象利益を基礎とする税金にそういったものは含まれるのか。「基礎とする」の意味するところに曖昧さが残るため、明確化を図るべきと考える。

会計基準 用語の定義

23. 資料(3)文案の第4項(1)の課税対象利益の定義について、「税法に従って算定され、それに対して税金が課される又は還付される、ある事業年度の利益又は損失をいう。」とあるが理解しづらいため、「ある事業年度の利益または損失を課税標準とする税金」のようにどういった税金であるかを限定して、これに関連させた記載にしないと用語としては分かりにくい。
24. 資料(3)文案の第4項(1)において、課税対象利益の定義を行っているが、利益という言葉が会計上の利益ではなく税法上の利益であること、また、益金から損金を差し引いた所得の純額の概念であることが分かるように、結論の背景等で説明すべきであると考えられる。合わせて、IAS第12号「法人所得税」では、定義において利益又は損失という記載もしているため、同様の記載方法を検討すべきと考える。
25. 「税法」と記載すると施行令が含まれなくなるため、現行の取扱いを変える趣旨がないのであれば、現行の法人税等会計基準と同様に「法令」とした方が良いと考える。
26. 事業税(付加価値割)のように部分的に課税対象利益を基礎とする場合には「課税対象利益を基礎とする税金」に入らないことがわかるように結論の背景等に記載すべきと考える。
27. 資料(3)文案の第4項(3)で「均等の額により課する」とあるが、実際には、資本金や従業員数によって変わるため、「所得にかかわらず」といった記載を入れるべきと考える。

会計基準 会計処理

28. 資料(3)文案の第5項において、現行法人税等会計基準では、「当事業年度」で認識を意図し、「法令に従い算定」で測定を意図していたと理解している。測定に関する記載がなくなっているため、認識と測定を記載していることがわかるようにしていただきたい。
29. 資料(3)文案の第5-2項において、「純資産の部の株主資本の区分に計上し、対応する内訳項目から控除する。」と現行から表現を変更しているが、純資産の株主資本の区分に計上した上で、並列的に内訳項目からも控除すると解釈できるため、表現を見直した背景を確認したい。

会計基準 開示

30. 資料(3)文案の第11項において、貸借対照表の流動負債の区分と記載されているが、原則を定めるという方向性に即して、流動負債の区分とするのではなく、ワン・イヤー・ルールによると定めた方がよいと考える。

以上